

## 総務常任委員会

宮之城町手数料条例の一部  
改正について

問 主な内容は。

答 今回、住民基本台帳カードの作成ができるようになることから、その作成手数料を追加するもので、一件あたり五〇〇円である。住民基本台帳カードをつくれれば、全国どこかの市町村でも、自分の住民票の交付を受けられるとともに、転入時の手続きを済ませれば、転出手続きはいらなくなる。

町一般会計補正予算(第二号)  
の関係分

問 合併関連費として、電算システム統合業務費負担金で、

人口割・均等割を川西薩地区は七対三としているが、東部地区三町での負担割合はど

うなっているのか。

答 総体事業費として、二億三、一〇〇万円を見込んでおり、十五・十六年度は、それぞれ二、一〇〇万円の事業費である。その負担割合は協議の結果、現在の厳しい財政事情から考慮した場合、薩摩東部地区三町では十五・十六年度事業費の人口割・均等割を八対二とすることにし、残り一億八、九〇〇万円については、合併後の特例交付金に委ねることとした。

問 今後の消防団の再編計画は。

答 十五年度に山崎分団、十六年度に久富木、二渡分団の再編を考えており、県とも協議を進めたい。

## 文教厚生常任委員会

宮之城町環境美化条例の制定について

問 空き缶のポイ捨て、犬のふん

の処理など住民のモラル向上やごみ散乱防止のための回収容器の設置等事業者への指導は。

答 町報、公民会放送による広報、犬の予防接種時のチラシ配布、自動販売機へ看板の設置等町外者を含めて啓発に努めたい。事業者へは、回収容器の設置等について理解、協力をお願いしたい。

問 環境美化をより積極的に推進するためには全庁的な取り組みが必要と考えるが。

答 環境美化推進員の委嘱や関係課と連携した全庁的な態勢づくりを進めたい。

宮之城町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

虎居地区公民館の空調設備設置により、使用料について一部改正するもの。

町一般会計補正予算(第二号)  
の関係分

問 環境衛生施設費に関連して墓地公園に、トイレやベンチ等を設置できないか。

答 トイレの設置は、維持管理が大きな問題であり、利用者との話し合いの場となる組織づくりを進めたい、ベンチ等休憩施設については、整備工事のなかで対応したい。